

入札説明書等に関する質問（１回目）に対する回答書（令和8年9月8日修正箇所）

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答
				記載例										
				第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
315	サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法	4	3	1	図1	※					サービス対価A-3の支払い	サービス対価A-3について「※提案に基づく部分引渡し及び最終引渡し後に支払」とあり、同時に部分引き渡し時の請求可能額は「出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料に相応するサービス対価 A-3 の10 分の 9 以内」とも記載があります。留保された10分の1は、最終引き渡し時の支払いに回るといことでしょうか。	「出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料に相応するサービス対価A-3の10分の 9 以内」の額を支払うとしているのは部分払いに関する記述であり、部分引渡し時の請求可能額は、引渡し部分に相応するサービス対価 A-3の10分の10を支払うことになります。 なお、部分払いについて留保された10分の1の支払いは、当該部分払いの範囲について引渡しが無された時に支払います。	